

提供された資料の取扱いについて

こども・子育て支援会議
教育・保育施設等事故検証部会

1 配付の範囲

事故検証の目的のために提供された資料（以下「提供資料」という。）については、その目的以外で使用してはならず、また、個人情報等を含む「提供資料」については、当部会限りの配付とする。

2 情報公開

当部会は、原則、情報を公開するが、「提供資料」が個人情報である場合は、当該文書は非公開とする。

また、「提供資料」は大阪市情報公開条例第2条第2項で規定する公文書となり、同条例第6条により公開請求される可能性があるため、一般的に知りうることがなく大阪市以外の提供者が非公開としたい情報（個人情報を除く。）については、提供時に公にしないとの条件を明示していただくことが必要となる。

また、関係者等からの聞き取りに際し、当部会が事実確認に必要と判断する最小限の範囲において「提供資料」を引用することができる。

さらに、本部会は死亡事故等の調査検証の結果及び再発防止のための提言をとりまとめた報告書を公表するが、「提供資料」を引用し当該報告書に含めるのは、事故の分析に関係ある部分に限ることとする。

【参考】国際民間航空条約（ICAO）第13附属書 「5.12 記録の開示」より、
「口述、交信記録、医学的・個人的記録、音声記録、意見」等の情報について、
「最終報告書又はその付録に含めるのは、事故又はインシデントの解析に関係あるときのみでなければならない。解析に関係ない部分の記録は、これを開示してはならない。」
としている。

3 提供者への配慮

提供者が当部会への「提供資料」について意見陳述を求める場合は、適宜、当部会において意見聴取を行う。

また、「提供資料」を引用し報告書において記載する場合は、公表前に提供者に対して情報提供を行う。

(参考) 大阪市情報公開条例 (抄)

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに大阪市住宅供給公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社（以下「本市が設立した地方独立行政法人等」という。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出する方法（これに準ずるものとして市長が定める方法を含む。）により行わなければならない。

(1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所、居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、公開請求書（前項の市長が定める方法により公開請求をする場合にあっては、公開請求書に代わるものとして市長が定めるもの）に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。